

○国立大学法人金沢大学における全学の自己点検評価実施要項

(趣旨)

第1条 この要項は、国立大学法人金沢大学自己点検評価規程第4条第4項に基づき、全学の自己点検評価の実施に関し、必要な事項を定める。

(種類)

第2条 全学の自己点検評価の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 大学改革・機能強化に係る基本方針に基づく行動計画の進捗状況に係る自己点検評価
- (2) 中期目標・中期計画の達成状況に係る自己点検評価
- (3) 機関別認証評価基準による自己点検評価

(実施時期)

第3条 前条各号に掲げる自己点検評価は、前条第1号にあつては毎年度、前条第2号及び第3号にあつては、法人評価及び機関別認証評価の実施時期を考慮して、計画的に実施するものとする。

(実施方法)

第4条 第2条各号に掲げる自己点検評価の実施方法は、次のとおりとする。

- (1) 大学改革・機能強化に係る基本方針に基づく行動計画の進捗状況に係る自己点検評価
 - ア 各理事及び各部局長は、大学改革・機能強化に係る基本方針に基づく行動計画の進捗状況を金沢大学大学改革推進委員会（以下「委員会」という。）に報告する。
 - イ 委員会は、前記の資料を参考に、大学改革・機能強化に係る基本方針に基づく行動計画の進捗状況について点検評価を行う。
- (2) 中期目標・中期計画の達成状況に係る自己点検評価
 - ア 各理事及び各部局長は、中期目標・中期計画の達成状況を委員会に報告する。
 - イ 委員会は、前記の資料を参考に、中期目標の達成状況について点検評価を行う。
- (3) 機関別認証評価基準による自己点検評価
 - ア 各理事及び各部局長は、機関別認証評価基準に基づく関係資料を委員会に提出する。
 - イ 大学改革推進委員会は、前記の資料を参考に、機関別認証評価基準に基づき全学の自己点検評価を行う。

附 則

この要項は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和5年4月1日から施行する。